

下水道等使用料水準の見直しについて 検討資料

- 1 鶴岡市下水道事業の現状・・・・・・・・・・・・・・・・ P 1
 - 2 現行の使用料水準を維持した場合の一般会計からの繰入見通し・・ P 5
 - 3 これまでの使用料改定の経緯・・・・・・・・・・・・・・・・ P 7
 - 4 現行の使用料・・・・・・・・・・・・・・・・ P 8
 - 5 使用料算定の仕組み・・・・・・・・・・・・・・・・ P 9
 - 6 使用料水準を引き上げた場合の見通し
 - 【第1案】基本料金を100円引き上げる案・・・・・・・・ P 11
 - 【第2案】基本料金を200円引き上げる案・・・・・・・・ P 12
 - 【第3案】基本料金を300円引き上げる案・・・・・・・・ P 13
 - 7 使用料水準を引き上げた場合に想定される家計への影響・・・・・ P 14
 - 8 県内使用料比較・・・・・・・・・・・・・・・・ P 15
- 【別紙1】令和9年度～令和18年度実施予定の
官民連携（ウォーターPPP）・・ P 18
- 【別紙2】処理施設の統廃合・・・・・・・・・・・・・・・・ P 22

1 鶴岡市下水道事業の現状

鶴岡市の下水道事業は、平成27年度に地方公営企業法の全部適用を受け、公営企業となってから令和7年度で11年目を迎える。
公営企業の経費は、原則その経営に伴う収入をもって充てなければならないと定められており、事業の独立採算制を基本としている。その収入となる料金等（下水道事業においては使用料収入）は、健全経営を確保するものとされている。

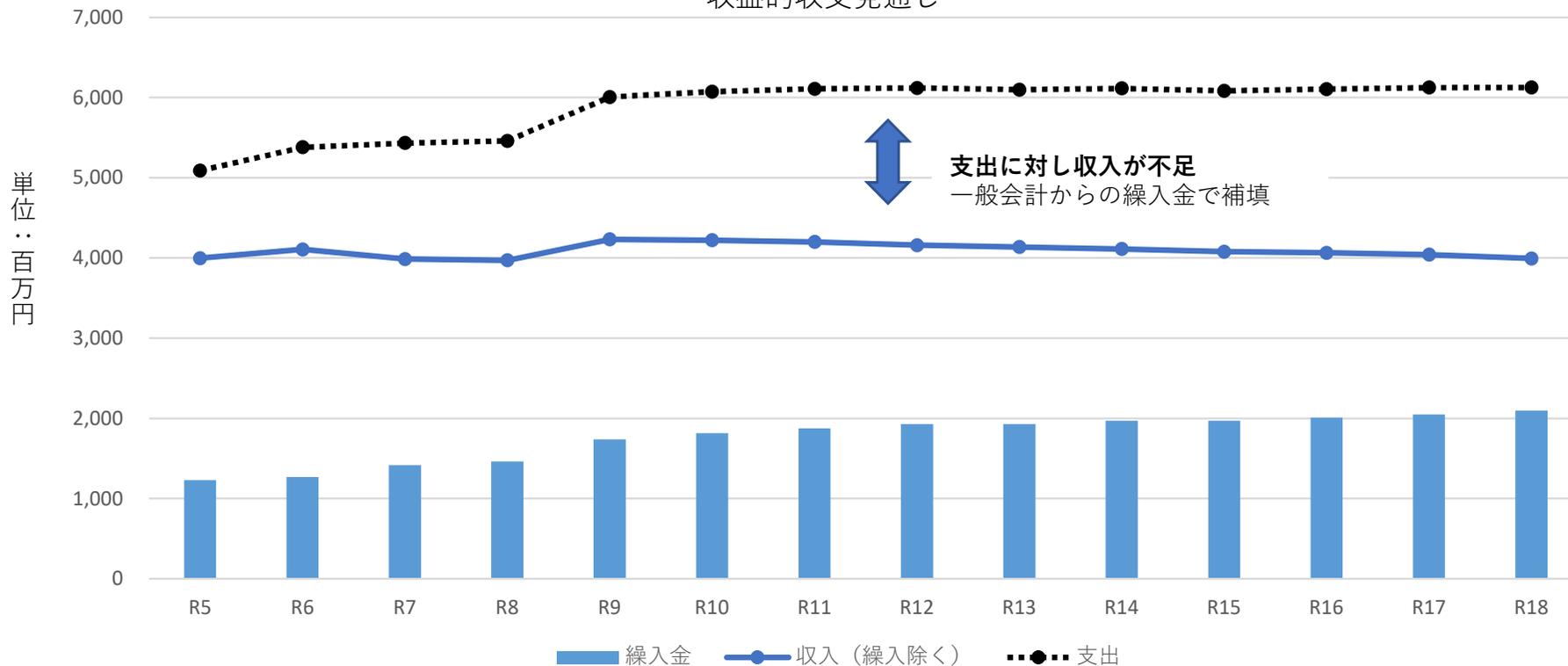
収益的収支の状況

下水道事業は、使用料収入と一般会計からの繰入によって**収支均衡**での予算を計上している。使用料収入で不足する経費を一般会計からの繰入金を充当することによって事業運営を行っている。



現状として、繰入金に依存した事業となっており、繰入金
 が不足すると**経常赤字**となる。
 公営企業の原則である、**独立採算制を維持**するためには、
 経費削減、使用料改定等の経営の見直しを図る必要がある。

収益的収支見通し



資本的収支の状況（投資事業）

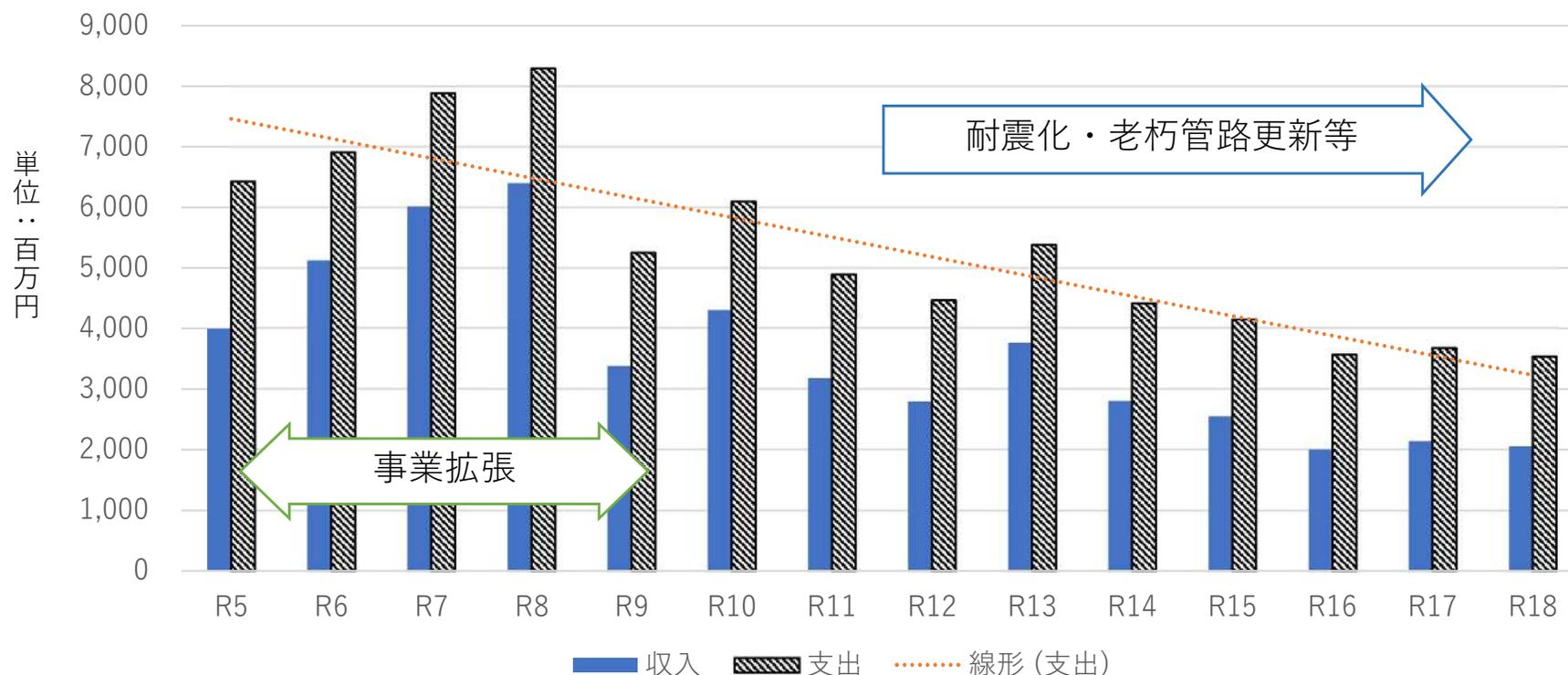
デザインビルド（DB）発注方式による栄地区、京田地区、宝田地区や、その他未普及地区（既存住宅地）における整備拡張が令和10年度で完了予定であり、**下水道未普及解消は概ね完了（概成）**となる見込みである。

本市では昭和47年度から下水道事業に着手しており、**法定耐用年数50年**を経過する管路施設は令和5年度から増加していく（4ページ参照）。このため、老朽化の進行による**管路施設の損傷が道路陥没などの事故につながる要因**となりうることから、それらを未然に防ぐため、**処理施設を含め管路施設の効率的かつ計画的な改築更新を行う**必要がある。

併せて、近年全国的に地震による被害が甚大化していることから、これらに対応していくため、**下水道施設の耐震化も計画的に行う**必要がある。

一方で、令和9年度稼働開始の汚泥資源化（コンポスト化）施設によって、産廃処分依存から汚泥の自区内処理拡大とコンポスト化による「SDGs未来都市」・「資源循環型社会」の形成を目指している。

資本的収支の見通し



下水道事業PRと併せた自主財源確保の取組

これまで新たな自主財源確保の取組を実施

- ① 間伐材を用いたマンホールコースターの販売（令和5～6年度実績 93千円）
温海町森林組合との連携によって、庄内あつみ杉の間伐材を用いた「つるおかマンホールデザインコースター」を作成し、販売体制の確立を目指している。令和7年10月には、ふるさと納税返礼品として登録している。
- ② マンホール蓋広告の実施（令和6年度実績 84千円）
マンホール蓋に有料広告を掲載することによって広告収入を確保するとともに、下水道事業のPR、さらには地域企業の振興や、ニッチな観光資源としての活用を目指している。
- ③ 中古マンホール蓋の一般販売（令和4～6年度実績 99千円）
老朽化によって不要になったマンホール蓋は、従来スクラップとして処分してきたが、愛好家等のニーズも高いため、一般販売を行うことによって、下水道事業のPRと財源確保の両立を目指している。

経費削減の取組

これまで維持管理経費の削減を実施

- ① 包括的業務委託による維持管理経費の削減（年14,600千円減の見込み）
事業の健全経営と効率的な運営に取り組むため、下水道施設等（管路施設、ポンプ施設、処理施設、中継ポンプ施設）の維持管理に係る業務を一括して複数年にわたって委託することによって、施設の機能維持及び維持管理の効率化及び市民サービスの向上を図っている。
- ② 施設の統廃合による維持管理経費の削減（年20,000千円減の見込み）
人口減少や施設の老朽化、維持管理コストの増大といった課題に対応するため、羽黒地域と櫛引地域の15処理施設を平成30年度まで段階的に羽黒中央処理区として統合することによって、維持管理経費を削減した。
- ③ クラウド化（マンホールポンプ場の非常通報装置の更新工事）による通信料金の削減（令和2年度からの5年間で1,848千円減）※段階的に切替中

今後の維持管理経費削減の予定

- ① 令和9年度～令和18年度実施予定の官民連携（ウォーターPPP）
※詳細、別紙1（P18～21）
- ② 処理施設の統廃合 ※詳細、別紙2（P22）
- ③ 令和9年度稼働開始の汚泥資源化（コンポスト化）施設整備

下水道事業は、平成12年度に建設のピークとなり、令和10年度の概成に向けて整備を進めている。令和6年度末時点では、管路施設の総延長は約 1,024kmとなり、法定耐用年数50年を超えた管路施設は 2.1km、**管路施設の経年化率が 0.2%**となった。今後、管路施設の経年化率は増加していくことから、鶴岡市下水道ストックマネジメント計画（※1）に基づき計画的に改築更新を進めていく。

また、鶴岡市総合地震対策計画（※2）に基づき、緊急輸送道路などに埋設している**重要管路や処理施設の耐震化**も同時に進めていく。

処理施設・ポンプ施設の老朽化も進んでいるため、機械設備等の更新や施設規模の最適化（機能、省エネ等を考慮した更新、施設の統廃合）を進めていく。

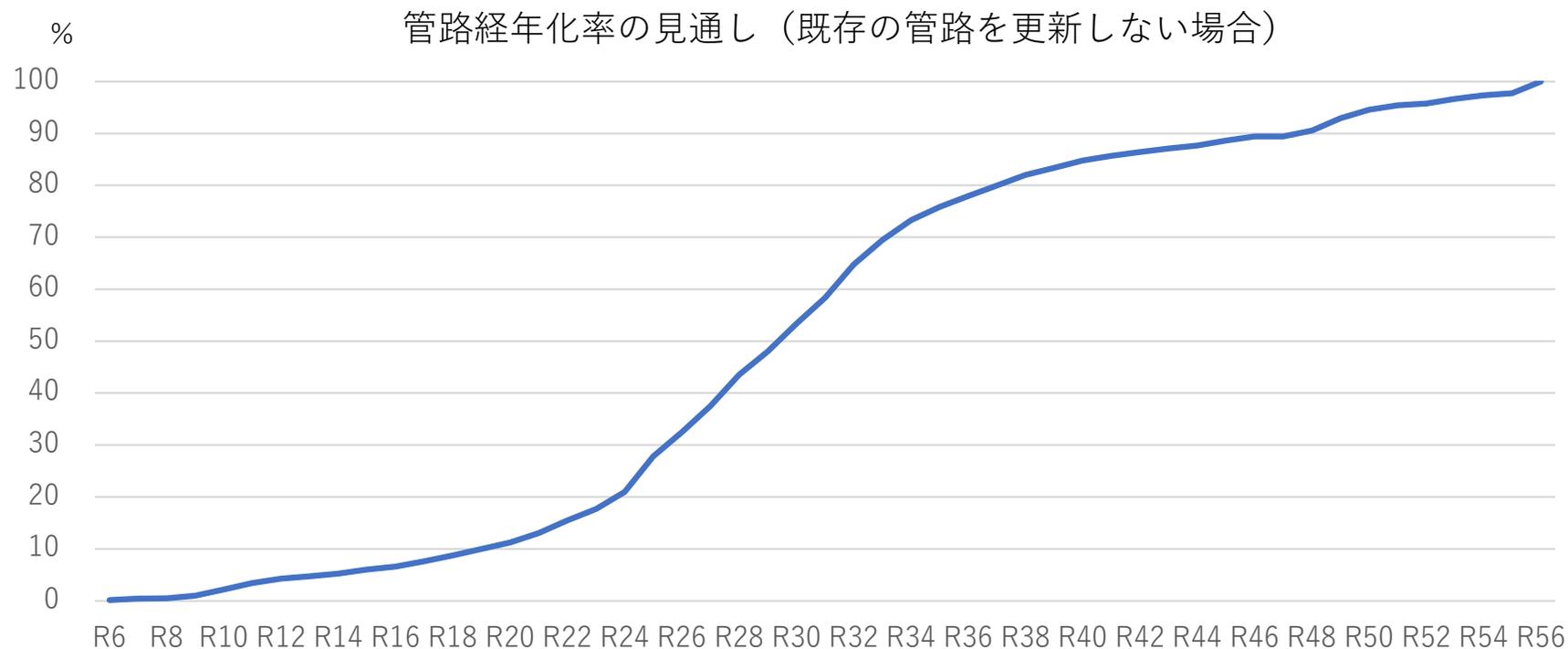
※1 鶴岡市下水道ストックマネジメント計画

管路施設や処理施設の効率的な点検・調査や改築更新のため、令和7年度までの計画として平成27年度に策定。（令和7年度に次期計画を策定中。）

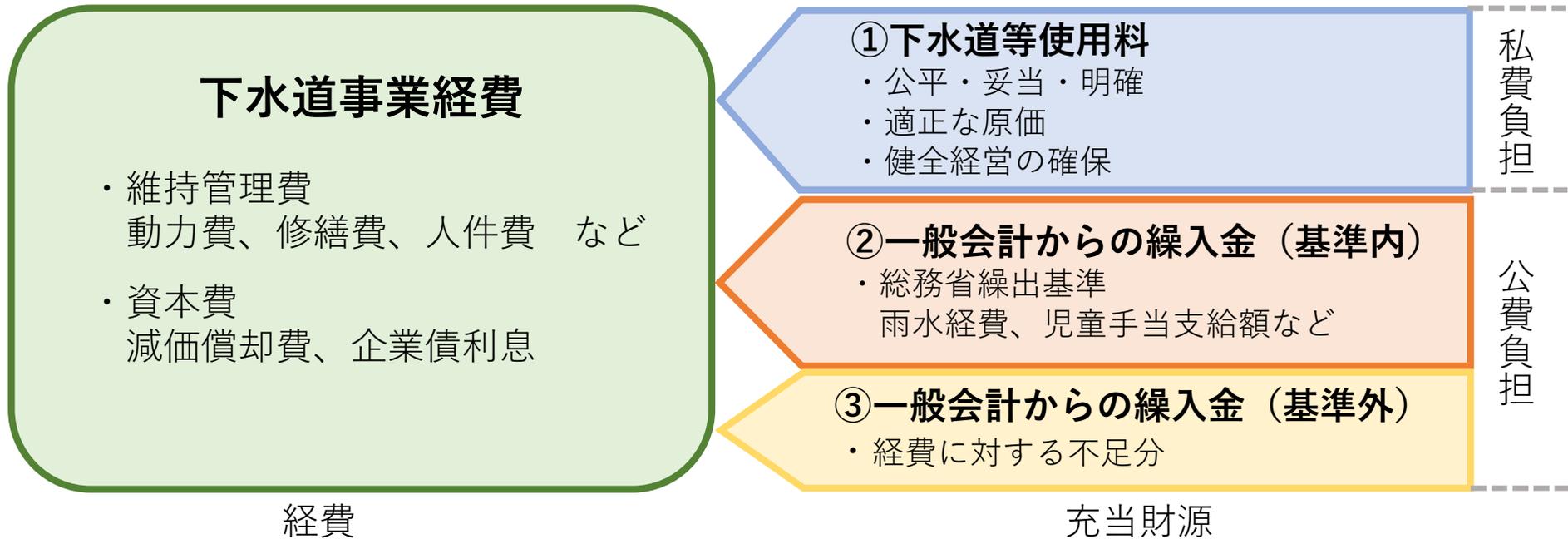
下水道未普及地域解消（整備概成）後の令和11年度以降は、毎年4億円から5億円の事業費による改築更新整備を計画している。

※2 鶴岡市総合地震対策計画

処理施設や地震による社会的影響の大きい緊急輸送道路下などの重要な管路施設から優先的に耐震化を行う。



2 現行の使用料水準を維持した場合の一般会計からの繰入見通し



①下水道等使用料

下水道法では、使用料は水量、使用の態様に応じた「**妥当**」なものであること、能率的な経営の下で「**適正な原価**」によること、定率又は定額をもって「**明確**」に定め使用者に不当な差別をしない「**公平**」なものであることが定められている。

（下水道法第20条第2項より）

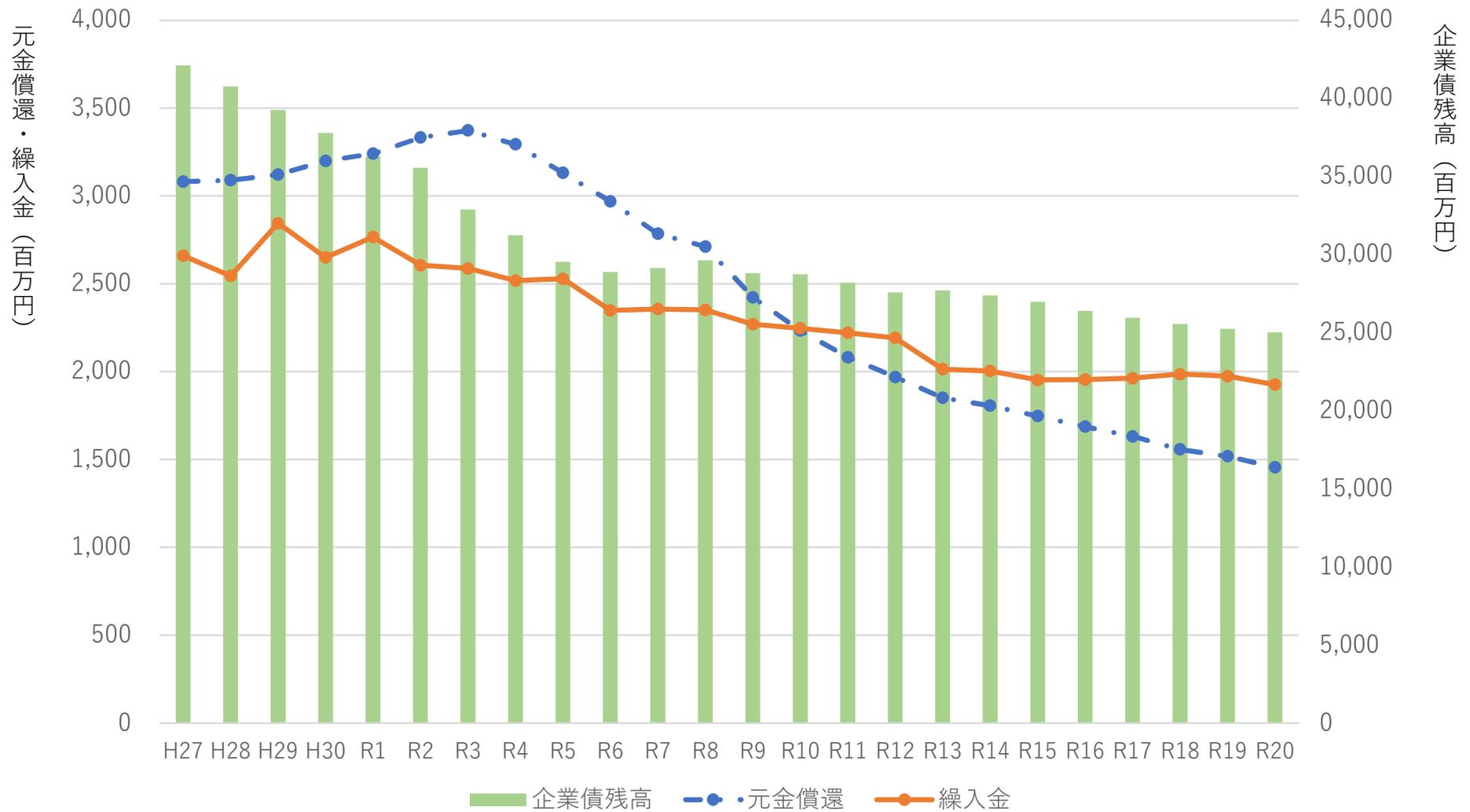
②一般会計からの繰入金（基準内）

企業収入のみを充てることが客観的に困難と認められる経費、または適当でない経費については、一般会計が負担することとされており、下水道事業においては「**雨水経費**」等が対象となる。

公費負担すべき経費を総務省が「繰出基準」に定め、基準に該当する経費に一般会計からの繰入金として受入している。

なお、この繰入金の財源は税金となるが、一般会計の必要経費として**地方交付税措置の対象**となっている。

下水道企業債償還及び一般会計からの繰入金の推移



3 これまでの使用料改定の経緯

施行年月日	改定の趣旨	内容
平成20年9月1日	市町村合併後の基本使用料の統一（その1）	<ul style="list-style-type: none">・旧市町村ごとに異なる使用料形態について、激変緩和を図るため経過措置を設け、段階的に統一することとした・旧市町村ごとに異なる基本使用料を統一・8^mまたは10^mまでの単一使用料を基本使用料（800円）＋使用水量加算に改定 ※浄化槽の基本使用料200円に統一
平成24年4月1日	全地域について20 ^m までの従量単価を統一（その2）	<ul style="list-style-type: none">・20^mまでの従量単価を全地域で統一・21^m以上の従量単価について、旧鶴岡市以外の旧町村で統一
平成26年4月1日	消費税率改定（8%）に伴う改定	<ul style="list-style-type: none">・消費税率の改定を使用料に反映
平成28年4月1日	鶴岡市全域で使用料を統一（その3）	<ul style="list-style-type: none">・21^m以上の従量単価を鶴岡地域の単価に統一
令和元年10月1日	消費税率改定（10%）に伴う改定	<ul style="list-style-type: none">・消費税率の改定を使用料に反映

4 現行の使用料

区分	月額 基本料金	従量 (m ³)	料金 (円,税抜)
公共下水道 集落排水 (浄化槽)	800 (200)	~10	85
		11~20	188
		21~30	210
		31~50	228
		51~100	251
		101~500	280
		501~	292

5 使用料算定の仕組み

1. 鶴岡市の下水道使用料は、「**総括原価方式**」によって算定している。
2. 収入については、算定期間中（令和7～令和11年度）における使用料の総収入額を計上した。
3. 費用（経費）については、公営企業としての算定基礎数値をもとに、使用料対象経費を算出した。
4. 使用料を算定するにあたっては、公益財団法人日本下水道協会発行の「下水道使用料算定の基本的考え方2016年度版」（現時点での最新版）を参考とし、条件を次のとおり設定した。

算定期間	令和7年度から令和11年度まで5年間
算定方式	総括原価方式
使用料充当割合	維持管理経費（人件費含む）100%＋資本費50%を目指す （残り50%は公費負担）
使用料対象経費	人件費→給与上昇率1% 維持管理経費→令和7年度予算額に費目毎の毎年度上昇率を見込む 資本費（減価償却費・償還利息）・長期前受金戻入・繰入金 →事業収支見込みによる
有収水量	令和6年度実績に減少率0.9%を乗じる

経費回収率（使用料単価/汚水処理原価）の算出

使用料で回収すべき経費（維持管理費経費等）を、どの程度使用料で賄えているかを表した指標であり、100%以上で汚水処理に係る費用が使用料で賄われていることを意味する。使用料水準の妥当性を示すものであり、健全経営を目指すうえで考慮する必要がある。

資産維持費の取扱い

1. 今後の改築計画によって見込まれる減価償却費、新設当時と比較して90%相当の機能向上として算定するように示されている。
（日本下水道協会発行の「下水道使用料算定の基本的考え方（2016年度版）」）
2. 総括原価に資産維持費を導入することによって、管路更新や改築に係る費用の積立として内部留保資金の確保が見込まれる。しかし、**現在は事業拡張中のため、資産維持費の算定は今般の算定には含めないものとし、令和10年度の事業概成後の次期算定において導入について検討する。**

総括原価

(税抜)

費目		参考 R4決算	参考 R5決算	参考 R6決算	総括原価 R7～R11合計	総括原価平均	算出根拠
費用項目	給料・報酬	112,305,159	111,372,474	106,853,723	609,126,311	121,825,262	昇給率毎年度+1%上昇
	手当・法定福利費	118,209,612	115,496,017	113,545,505	817,193,077	163,438,615	昇給率毎年度+1%上昇
	動力費	252,244,082	226,420,359	240,719,621	1,561,436,390	312,287,278	R7予算数値採用
	修繕費	7,511,205	1,900,240	30,929,379	173,383,227	34,676,645	R7予算数値に毎年度上昇率1%を見込む
	委託料	664,740,175	681,214,068	790,031,131	4,133,432,536	826,686,507	R7予算数値に毎年度上昇率1%を見込む
	賃借料	8,712,540	10,464,955	10,725,634	58,268,367	11,653,673	R7予算数値に毎年度上昇率1%を見込む
	工事請負費	52,401,591	47,502,500	49,657,300	377,345,611	75,469,122	R7予算数値に毎年度上昇率0.5%を見込む
	その他の費用	208,524,187	219,848,433	218,582,302	1,119,694,641	223,938,928	R7予算数値に毎年度上昇率1%を見込む
	小計	1,424,648,551	1,414,219,046	1,561,044,595	8,849,880,159	1,769,976,032	
控除項目	その他営業収益(営)	27,236,094	25,387,777	29,550,345	91,818,665	18,363,733	R7予算数値採用
	他会計負担金(外)	24,801,000	25,169,000	26,080,000	127,080,000	25,416,000	収支計画より 維持管理費充当分
	補助金(外)	160,000	80,000	32,000,000	1,600,000	320,000	R7予算数値採用
	その他の収入(外)	6,780,277	4,921,976	3,459,472	4,601,395	920,279	R7予算数値採用
	小計	58,977,371	55,558,753	91,089,817	225,100,060	45,020,012	
維持管理費計		1,365,671,180	1,358,660,293	1,469,954,778	8,624,780,099	1,724,956,020	
費用項目	減価償却費	3,254,326,499	3,287,864,662	3,286,999,399	18,340,329,000	3,668,065,800	収支計画より
	企業債利息	432,222,894	373,728,109	328,678,196	1,590,170,000	318,034,000	収支計画より
	資産減耗費等	33,866,410	15,600,407	203,787,118	345,095,000	69,019,000	R7予算数値採用
	小計	3,720,415,803	3,677,193,178	3,819,464,713	20,275,594,000	4,055,118,800	
控除項目	他会計負担金(営)	143,213,000	112,174,000	127,955,000	678,811,000	135,762,200	収支計画より
	他会計負担金(外)	120,975,000	186,806,000	176,050,000	1,761,562,000	352,312,400	収支計画より 資本費充当分 分流式を除く
	長期前受金戻入(外)	1,448,204,000	1,452,755,000	1,544,474,939	8,229,806,000	1,645,961,200	収支計画より
	小計	1,712,392,000	1,751,735,000	1,848,479,939	10,670,179,000	2,134,035,800	
資本費計		2,008,023,803	1,925,458,178	1,970,984,774	9,605,415,000	1,921,083,000	
合計(A)		3,373,694,983	3,284,118,471	3,440,939,552	18,230,195,099	3,646,039,020	
有収水量(m ³)		11,834,983	11,739,717	11,653,306	56,712,085	11,342,417	事業拡張増と人口推計減より 毎年度△0.9%として計算

6 使用料水準を引き上げた場合の見通し

【第1案】基本料金を100円引き上げる案

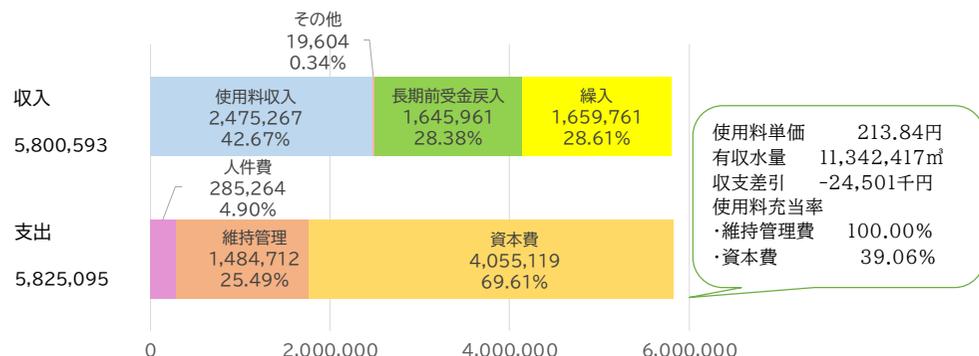
第1案概要

【ポイント】

- ①負担の公平性確保を最優先し引き上げる
- ②基本料金を100円（税抜き）引き上げ、従量料金を据え置く
- ③浄化槽の基本料金200円を100円引き上げる

水量区分	改定案1（基本使用料900円）		改定率(%)	現行使用料(20㎡)	
-	基本使用料	900	12.5	3,530	
1～10㎡	従量使用料 (1㎡当たり)	85	0	改定使用料(20㎡)	
11～20㎡		188	0		3,630
21～30㎡		210	0	改定率(20㎡)	
31～50㎡		228	0		2.8%
51～100㎡		251	0		
101～500㎡		280	0		
501～㎡		292	0		

第1案 総括原価試算 5年間（令和7～令和11年度）平均 下水道事業合算



第1案によって料金引き上げを実施した場合

20㎡使用した場合の改定率は2.8%となる。
 総括原価方式の5年試算での使用料充当率は、維持管理費は100%、資本費は40%弱程度となる。
 経費回収率は、公共下水道で90%台後半で推移しているが、合算では90%強程度となる。

第1案 経費回収率

単位：%

	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11
公共下水道	100.1	95.7	95.2	97.3	97.0	97.0	97.0
集落排水	94.9	67.6	65.0	66.2	64.3	63.3	62.3
浄化槽	44.4	36.8	36.4	36.9	36.2	35.5	34.8
合算	98.8	91.4	90.6	92.6	92.0	91.7	91.5

→長期的には再度の使用料金の引き上げが不可避であるものの、一般会計からの繰入金は減少となる。
 →下水道事業全体の約85%を占める公共下水道事業の経費回収率に重点を置くと97%程度となる。事業概成後の次回算定において、使用料改定率の上昇が予測される。

【第2案】基本料金を200円引き上げる案

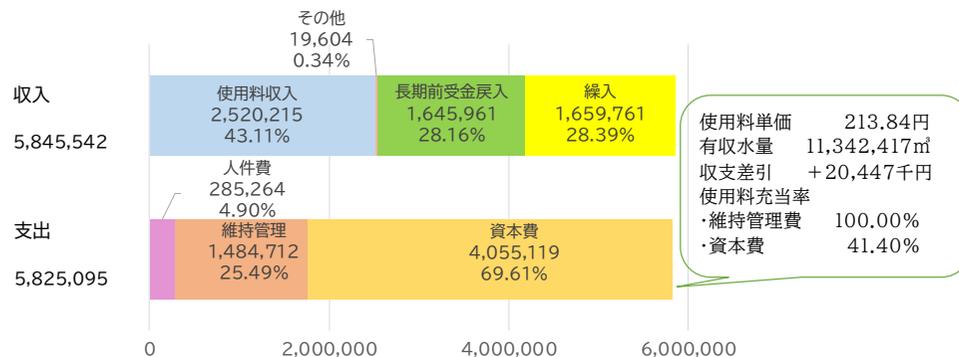
第2案概要

【ポイント】

- ①負担の公平性確保を最優先し引き上げる
- ②基本料金を200円（税抜き）引き上げ、従量料金を据え置く
- ③浄化槽の基本料金200円を同様に200円引き上げる

水量区分	改定案2(基本使用料1,000円)		改定率(%)	現行使用料(20㎡)	
-	基本使用料	1,000	25.0	3,530	
1~10㎡	従量使用料 (1㎡当たり)	85	0	改定使用料(20㎡)	
11~20㎡		188	0		3,730
21~30㎡		210	0	改定率(20㎡)	
31~50㎡		228	0		5.7%
51~100㎡		251	0		
101~500㎡		280	0		
501~㎡	292	0			

第2案 総括原価試算 5年間（令和7～令和11年度）平均 下水道事業合算



第2案によって料金引き上げを実施した場合

20㎡使用した場合の改定率は5.7%となる。
 総括原価方式の5年試算での使用料充当率は、維持管理費は100%、資本費は40%強程度となる。
 公共下水道事業の経費回収率は、ほぼ100%となる。
 ただし、合算では、90%台前半となる見通しである。

第2案 経費回収率

単位：%

	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11
公共下水道	100.1	95.7	95.2	99.5	99.2	99.2	99.2
集落排水	94.9	67.6	65.0	67.9	66.0	65.0	64.0
浄化槽	44.4	36.8	36.4	38.2	37.5	36.8	36.1
合算	98.8	91.4	90.6	94.6	94.0	93.8	93.6

→第1案（基本料金+100円）と比べると、公共下水道の経費回収率はほぼ100%となる。全体としては100%を下回る。
 →下水道事業全体の約85%を占める公共下水道事業の経費回収率に重点を置くとほぼ100%となり、今期の算定期間においてほぼ経費の回収が見込まれる。事業概成後の次回算定において、使用料改定率の上昇が第1案と比較して若干抑制される。

【第3案】基本料金を300円引き上げる案

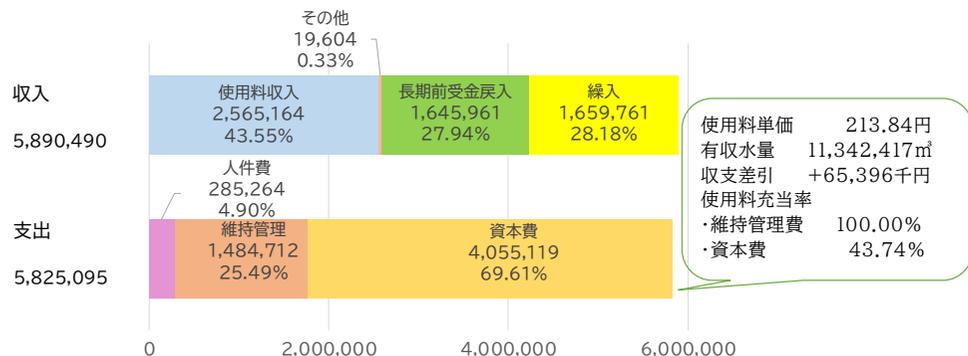
第3案概要

【ポイント】

- ①負担の公平性確保を最優先し引き上げる
- ②基本料金を300円（税抜き）引き上げ、従量料金を据え置く
- ③浄化槽の基本料金200円を同様に300円引き上げる

水量区分	改定案3(基本使用料1,100円)		改定率(%)	現行使用料(20㎡)
-	基本使用料	1,100	37.5	3,530
1~10㎡	従量使用料 (1㎡当たり)	85	0	改定使用料(20㎡) 3,830
11~20㎡		188	0	
21~30㎡		210	0	改定率(20㎡) 8.5%
31~50㎡		228	0	
51~100㎡		251	0	
101~500㎡		280	0	
501~㎡		292	0	

第3案 総括原価試算 5年間（令和7～令和11年度）平均 下水道事業合算



第3案によって料金引き上げを実施した場合

20㎡使用した場合の改定率は8.5%となる。
 総括原価方式の5年試算では、維持管理費は100%、資本費は45%弱程度となる。
 公共下水道事業での経費回収率は100%を超え、汚水処理に係る経費を回収できる見込みである。また、合算では95%強程度となる見通しである。

第3案 経費回収率

単位：%

	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11
公共下水道	100.1	95.7	95.2	101.6	101.3	101.4	101.4
集落排水	94.9	67.6	65.0	69.7	67.8	66.8	65.8
浄化槽	44.4	36.8	36.4	39.6	38.9	38.1	37.4
合算	98.8	91.4	90.6	96.7	96.1	95.9	95.8

→第2案（基本料金+200円）と比べると、公共下水道の経費回収率は100%を超え、全体では95%強となる。
 →下水道事業全体の約85%を占める公共下水道事業の経費回収率に重点を置くと100%を超えるため、今期の算定期間において経費回収を達成できる見込みである。事業概成後の次回算定において、使用料改定率の上昇がある程度抑制される。

7 使用料水準を引き上げた場合に想定される家計への影響

一般的な家庭が用いる水量（1か月あたり大人7m³、子供6m³）を前提として、
年間あたりの影響額（負担増）を世帯類型ごとに算出

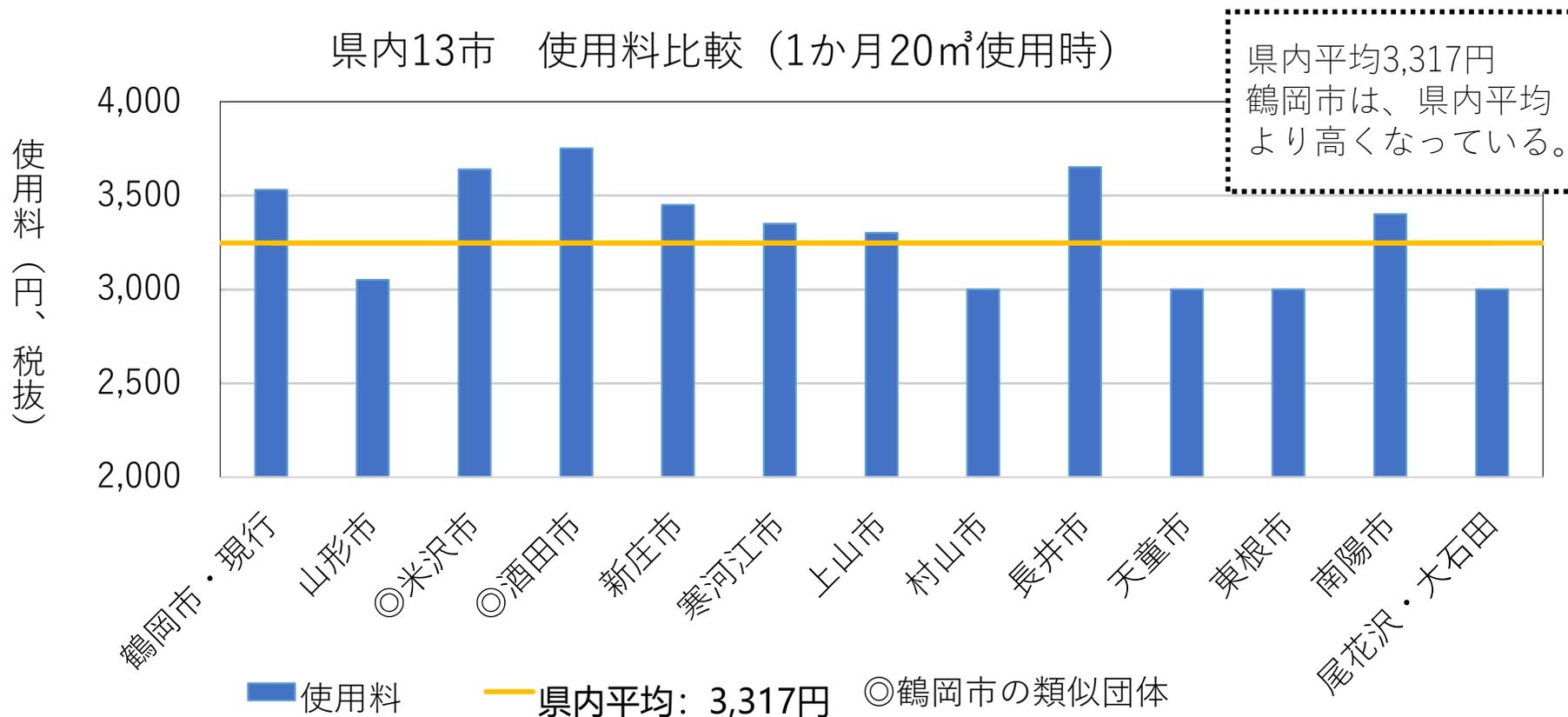
類型	モデル① 単身世帯	モデル② 夫婦2人世帯	モデル③ 子供2人核家族	モデル④ 三世帯同居家族
世帯員の構成	大人1人	大人2人	大人2人 子供2人	大人4人 子供2人
標準的な使用水量	84m ³	168m ³	312m ³	480m ³
現行料金	16,740円	28,824円	57,480円	94,920円



※基本料金＋従量料金（税抜き）

改定後 第1案 基本料金 +100	新料金	17,940円	30,024円	58,680円	96,120円
	影響額 (改定率)	+1,200 (7.2%)	+1,200 (4.2%)	+1,200 (2.1%)	+1,200 (1.3%)
改定後 第2案 基本料金 +200	新料金	19,140円	31,224円	59,880円	97,320円
	影響額 (改定率)	+2,400 (14.3%)	+2,400 (8.3%)	+2,400 (4.2%)	+2,400 (2.6%)
改定後 第3案 基本料金 +300	新料金	20,340円	32,424円	61,080円	98,520円
	影響額 (改定率)	+3,600 (21.5%)	+3,600 (12.5%)	+3,600円 (6.3%)	+3,600円 (3.9%)

8 県内使用料比較



※基本料金+従量料金 (税抜き)

鶴岡市現行	山形市	◎米沢市	◎酒田市	新庄市	寒河江市	上山市
3,530	3,050	3,638	3,750	3,450	3,350	3,300
村山市	長井市	天童市	東根市	南陽市	尾花沢 ・大石田	
3,000	3,650	3,000	3,000	3,400	3,000	

1か月あたりの使用水量別 従量単価比較 (13市)

鶴岡市の順位:降順

最高値 最低値

(単位:円 税抜)

使用水量 (m ³)	0	10	20	30	50	100	300	500	1,000	累進度
鶴岡市の順位⇒	3	11	4	1	1	1	1	1	2	2
鶴岡市・現行	800	85	188	210	228	251	280	280	292	1.77
山形市		105	200	200	205	240	270	270	295	2.81
米沢市		171	192	205	223	230	236	236	241	1.40
酒田市	900	105	180	180	215	230	250	250	250	1.28
新庄市		165	180	180	190	200	210	210	220	1.33
寒河江市		160	175	175	180	185	190	190	195	1.22
上山市		160	170	180	195	205	215	215	215	1.34
村山市	800	60	160	160	170	180	200	200	200	1.43
長井市		175	190	190	195	200	200	205	205	1.17
天童市	900	60	150	150	160	175	185	185	185	1.23
東根市		140	160	160	170	180	200	200	200	1.43
南陽市		160	180	180	180	180	180	180	180	1.13
尾花沢・大石田		140	160	160	170	180	200	200	200	1.43
平均	850	129.69	175.77	179.23	190.85	202.77	216.62	217.00	221.38	1.46

・尾花沢市は尾花沢市大石田町環境衛生事業組合で運営している。

1か月あたりの使用水量別 下水道使用料比較（13市）

鶴岡市の順位:降順	最高値	最低値	(単位：円 税抜)						
使用水量 (m ³)	0	10	20	30	50	100	300	500	1,000
鶴岡市の順位⇒	3	4	4	2	1	1	1	1	1
鶴岡市（現行）	800	1,650	3,530	5,630	10,190	22,740	78,740	134,740	280,740
山形市	0	1,050	3,050	5,050	9,150	21,150	75,150	129,150	276,650
米沢市	0	1,718	3,638	5,688	10,148	21,648	68,848	116,048	236,548
酒田市	900	1,950	3,750	5,550	9,850	21,350	71,350	121,350	246,350
新庄市	0	1,650	3,450	5,250	9,050	19,050	61,050	103,050	213,050
寒河江市	0	1,600	3,350	5,100	8,700	17,950	55,950	93,950	191,450
上山市	0	1,600	3,300	5,100	9,000	19,250	62,250	105,250	212,750
村山市	800	1,400	3,000	4,600	8,000	17,000	57,000	97,000	197,000
長井市	0	1,750	3,650	5,550	9,450	19,450	59,450	100,450	202,950
天童市	900	1,500	3,000	4,500	7,700	16,450	53,450	90,450	182,950
東根市	0	1,400	3,000	4,600	8,000	17,000	57,000	97,000	197,000
南陽市	0	1,600	3,400	5,200	8,800	17,800	53,800	89,800	179,800
尾花沢・大石田	0	1,400	3,000	4,600	8,000	17,000	57,000	97,000	197,000
平均	262	1,559	3,317	5,109	8,926	19,064	62,388	105,788	216,480

・尾花沢市は尾花沢市大石田町環境衛生事業組合で運営している。

【別紙1】令和9年度～令和18年度実施予定の官民連携（ウォーターPPP）

<ウォーターPPPとは>

国では地方自治体が直面する職員不足・高齢化（ヒト）、施設の老朽化（モノ）、財政難・収益減少（カネ）といった深刻な課題に対応し、事業の持続性を確保するために、水道・下水道などの「水」分野の公共施設において、官民連携の手法を用いて、民間の技術やノウハウを導入し、施設の効率的な管理・更新・運営を行う取組みの総称をウォーターPPPと位置付けている。

<官民連携の現状>

本市では下水道管路施設については令和4年度から、下水道処理施設については令和5年度から**官民連携による包括的維持管理業務の委託を令和8年度までの期間で実施**している。

- ・ 鶴岡市下水道管路施設等包括的維持管理業務（令和4～令和8年度） 受注者：鶴岡下水道メンテナンス共同企業体（710,050千円/5年）
- ・ 鶴岡市公共下水道処理場・ポンプ場等包括的維持管理業務（令和5～令和8年度） 受注者：東北サイエンス・NJS共同企業体（1,428,075千円/4年）

<ウォーターPPP導入の目的>

令和9年度からの下水道の管路施設及び処理施設の次期包括的維持管理業務においては、**さらなる維持管理の効率化とコスト縮減を図る**ことを目的に、国が推進するウォーターPPPを導入する。

<期待される効果>

※ **さらなる健全経営と効率的な運営の実現**

① **長期契約（原則10年）による包括業務にて更なる経費縮減の実現**

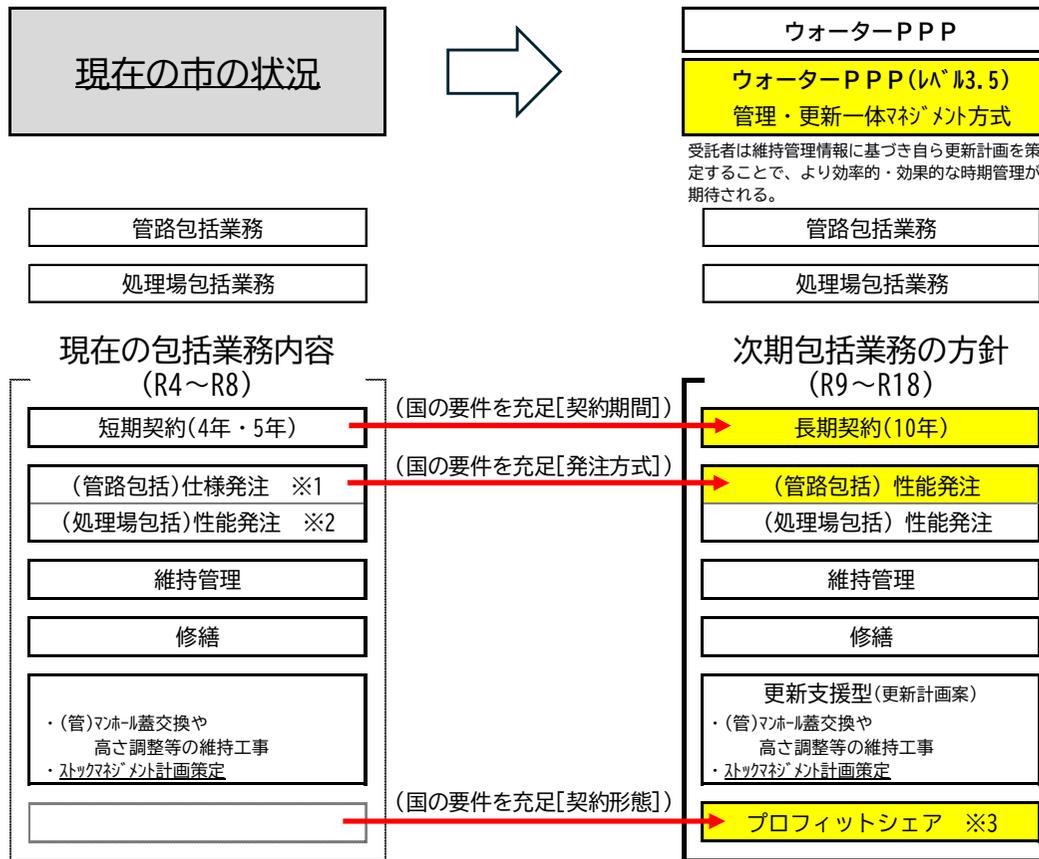
現在の下水道管路施設包括業務の5年契約および、下水道処理施設の4年契約に対し、ウォーターPPP導入による10年の長期契約によって維持管理の更なる経費縮減効果が期待される。

② **継続し国の交付金を受けた施設の改築（更新）の実施**

ウォーターPPPの導入によって、令和9年度以降も継続して国の交付金を受けた下水道管路施設の改築（更新）が可能となる。

【別紙1】令和9年度～令和18年度実施予定の官民連携（ウォーターPPP）

<事業イメージ>



※1 仕様発注

(特徴) 発注者は実施方法などの業務内容を詳細に定め、受注者はそれによって業務を実施。

※2 性能発注

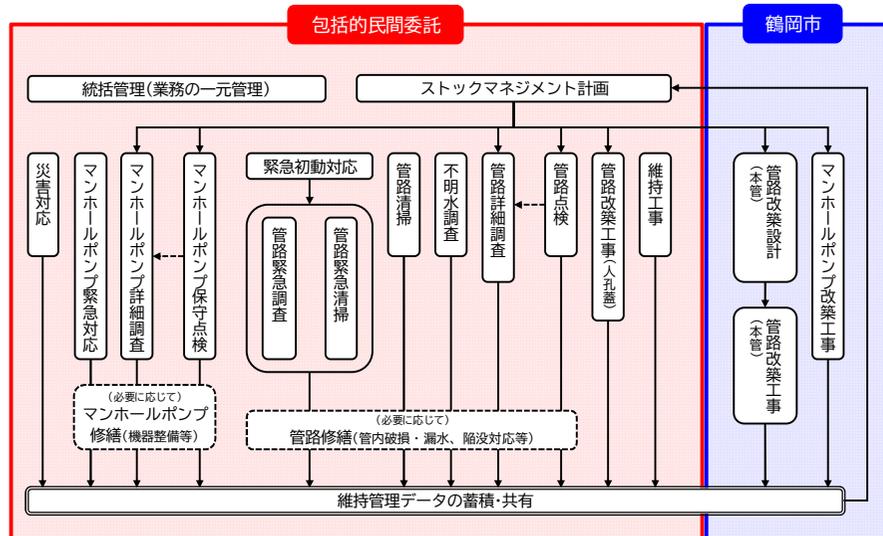
(特徴) 発注者は業務内容に要求する性能や機能を明示し、受注者は要求に対して具体的な業務の方法などについて提案し実施。

※3 プロフィットシェア

(特徴) 設定した利益の配分率に則って報酬を分配する契約形態。
(収益から経費を差し引き残った利益を分配する形式)

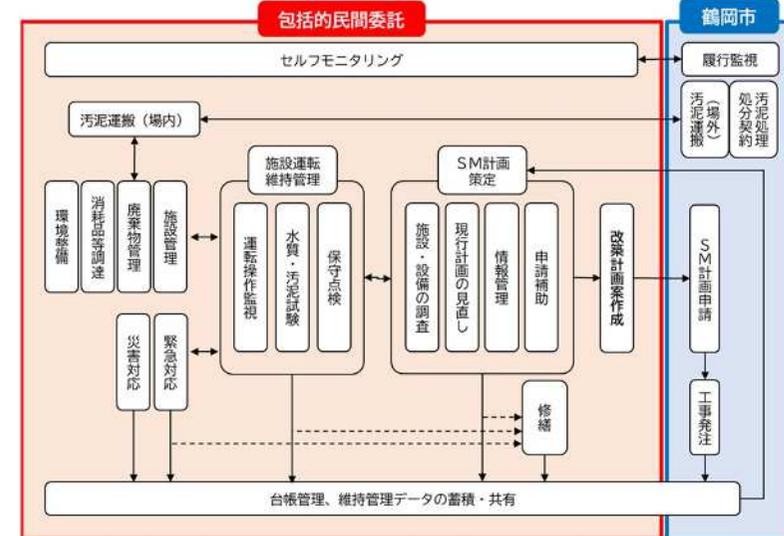
【別紙1】 令和9年度～令和18年度実施予定の官民連携（ウォーターPPP）

＜管路施設の業務スキーム＞



- ① 統括管理業務（業務の一元管理）
- ② スtockマネジメント計画策定業務
（点検調査、修繕改築計画の見直し）
- ③ 管路施設維持管理業務（管路施設の計画的な点検調査、清掃）
- ④ 管路施設緊急対応業務（管閉塞などに係る緊急調査、清掃）
- ⑤ マンホールポンプ維持管理業務（マンホールポンプの日常点検）
- ⑥ マンホールポンプ緊急対応業務（マンホールポンプの警報対応）
- ⑦ 管路施設維持修繕業務（管路施設の修繕）
- ⑧ 管路施設維持修繕業務（管路施設の修繕）
- ⑨ マンホールポンプ修繕業務（マンホールポンプの修繕）
- ⑩ 管路施設維持工事（管破損などに係る部分改築）
- ⑪ 人孔蓋改良工事（計画的な人孔蓋交換）

＜処理施設の業務スキーム＞



- ① 施設運転維持管理業務（保守点検、運転操作、水質試験）
- ② 修繕業務（計画修繕、突発修繕）
- ③ 緊急対応業務（緊急点検、状態確認、初期対応）
- ④ 災害対応業務（大雨、停電、停電対応）
- ⑤ スtockマネジメント計画策定業務
（点検調査、リスク評価、改築計画策定）
- ⑥ セルフモニタリング業務（履行確認）
- ⑦ 消耗品等調達業務（薬品、機械部品、上水、ガス、通信回線）
- ⑧ 廃棄物管理（し渣清掃、濃縮汚泥運搬、マニフェスト管理）
- ⑨ 施設管理業務（定期点検、自家用電気工作物、消防設備、ALSO K）
- ⑩ 環境整備業務（床清掃、植栽管理）

【別紙1】令和9年度～令和18年度実施予定の官民連携（ウォーターPPP）

<これまでの経過と今後の予定>

- 令和6年度 ・ 導入可能性調査を実施
- 令和7年度 ・ ウォーターPPP導入要件となるプロフィットシェアなどの詳細検討や要求水準書の作成等、発注に向けた業務委託を実施
- 令和8年度 ・ 発注支援業務によって契約締結までの業務支援およびプロポーザル方式による業者選定を実施
 - ・ 令和8年11月末の契約締結を予定
 - ・ 業務準備期間（契約締結から令和9年3月末まで）
- 令和9年度 ・ 令和9年4月の運用開始を目指す。

【別紙2】 処理施設の統廃合

< 処理施設の統廃合計画の概略図 >

